# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年4月1日

【会社名】 株式会社CDG

【英訳名】 CDG Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大平 孝

【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田二丁目 2番22号

【電話番号】 (06)6133-5200(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部次長 山川 拓人

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区梅田二丁目 2番22号

【電話番号】 (06)6133-5200(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部次長 山川 拓人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成26年3月14日に提出いたしました臨時報告書の記載のうち、「発行価格」、「発行価額の総額」および「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が平成26年3月31日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

# 2 【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示してあります。

### (3) 発行価格

### (訂正前)

新株予約権の払込金額は、<u>割当日において算定される新株予約権の公正価額とする。</u>ただし、新株予約権の払込 みは、割当てを受ける当社取締役および当社従業員が、当社に対して有する報酬請求権と相殺するため、金銭によ る払込みを要しない。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ式を用いて算定する。

## (訂正後)

新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり13,343円(1株当たり133.43円)とする。ただし、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社取締役および当社従業員が、当社に対して有する報酬請求権と相殺するため、金銭による払込みを要しない。

## (4) 発行価額の総額

### (訂正前)

未定(割当日である平成26年3月31日に確定する。)

## (訂正後)

185,470,000円

# (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

## (訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。なお、割当日後に以下の各事由が生じたときは、以下の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とし、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

(後略)

# (訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1,091円とする。なお、割当日後に以下の各事由が生じたときは、以下の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とし、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

(後略)

以上